

経商商第3146号  
令和6年3月25日

さいたま市商店会連合会  
会長 染谷 幸一 様

さいたま市長 清水 勇人

## 回 答 書

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さいたま市商店会連合会におかれましては、日頃より本市商業の振興発展に多大なる御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月10日付けで提出のありました要望書について、下記のとおり回答させていただきます。

商店街を取り巻く環境は、原油価格・物価高騰や慢性的な人手不足等に伴い価格転嫁を余儀なくされるなど、深刻な経済的背景に加え、会員の減少、経営者の高齢化、大型店との競合やインターネットの普及による購買方法の多様化など、大変厳しい状況にあるものと認識しております。

商店会（街）は地域経済の担い手であるだけでなく、地域コミュニティの担い手としても重要な役割を果たしているものと認識しており、限られた予算の中ではございますが、効果的な商店街振興のための支援を図ってまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 エネルギー価格・原油原材料高騰の影響を受けている事業者向けの支援策の拡充について

令和5年度におきましては、エネルギー価格・原油原材料高騰等の影響を大きく受けている事業者向け支援策として、「生産性革命支援事業」や「エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助事業」などを実施してまいりました。

しかしながら、エネルギー価格・原油原材料高騰等が市内経済に及ぼす影響は大きく、経済情勢ははまだ先行きが不透明な状況であると認識しております。

そのため、令和6年度につきましても、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策と

して令和2年度より実施している、「商店街照明施設等維持管理事業補助金」（商店街街路灯等電気料補助事業）の補助率 10/10 を継続してまいります。

今後も、エネルギー価格・原油原材料高騰等の状況や、それに伴う市内経済への影響を注視しながら、適宜、状況に応じた必要な支援を検討してまいります。

## 2 商店街街路灯等電気料補助事業の補助率 10/10（無償化）の継続について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る経済対策として、令和2年度から本年度まで、「商店街照明施設等維持管理事業補助金」（商店街街路灯等電気料補助事業）の補助率を 10/10 としておりました。

現状においても、エネルギー価格・原油原材料高騰等に伴う電気料金の高止まりが、商店会（街）に深刻な影響をもたらしていることから、令和6年度につきましても、「商店街照明施設等維持管理事業補助金」（商店街街路灯等電気料補助事業）補助率 10/10 を継続してまいります。

## 3 商店会（街）の街路灯に係る補助制度の見直しについて

各商店会が設置している街路灯は、本市の安心安全なまちづくりに貢献していると認識しておりますが、その一方で、顧客への利便性を向上させ、商店街の賑わい創出を図ることを目的として設置された商店街の共同施設でもあることから、各商店会にも応分の負担をいただいているところです。

まず、街路灯の新設に対する補助率の引き上げにつきましては、近年、補助制度の利用が極めて低調であることから、来年度は据え置きとさせていただきます。

次に、既存の街路灯の撤去に係る経費につきましては、現在、補助の対象外となっておりますが、商店会が厳しい経済環境に置かれ、老朽化した街路灯の撤去費用が大きな負担となり、商店会自体の存続にも影響しかねない現状を鑑み、撤去費用の補助につきまして、令和7年度からの実施に向け、必要な検討、調整を行ってまいります。

## 4 商店街活性化キャンペーン事業補助金の継続について

本事業は市内消費の拡大とにぎわいの創出による地域経済の更なる活性化を目的として、市内全域で即効性のある消費喚起策として実施されており、平成21年度から継続して補助を行っております。

継続的に商店街の活性化を図ることは、地域経済全体の活性化につながるものと認識しており、また、本事業は商店街における消費喚起や集客に一定の効果があると考えら

れることから、実施内容や事業効果等を勘案した上で、引き続き補助を行ってまいります。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、来街者が減少した商店街の活性化のため、令和2年度から補助額を増額しておりましたが、令和6年度につきましては、「コロナ禍を脱し、平時モードに戻す」という、本市の財政方針に倣い、令和元年度と同水準の補助といたしますので、御理解ください。